

37 労働者の権利／現代の労働問題

STUDY A

1 労働者の権利（労働基本権）と労働三法

1 労働者の権利（労働基本権）

- (1) 契約自由の原則と労働者 資本家と労働者は、契約自由の原則のもとに〔① **労働契約**〕を結ぶが、労働者が不利益を被る場合が多い。
- (2) 労働三権 日本国憲法第 28 条は〔② **団結権**〕・団体交渉権・団体行動権を保障。第 27 条の〔③ **勤労の権利**〕とともに労働基本権を確立。

2 労働者基本権を具体化した労働三法

- (1) 〔④ **労働組合法**〕 労働組合の正当な行為について刑事・民事免責を認め、使用者の〔⑤ **不当労働行為**〕は禁止される。
- (2) 〔⑥ **労働関係調整法**〕 行政委員会の一つである労働委員会が、斡旋・調停・〔⑦ **仲裁**〕の手段によって労使間の調整にあたる。
- (3) 〔⑧ **労働基準法**〕 労働条件の最低基準を定める。その監督について、労働基準局、労働局、〔⑨ **労働基準監督署**〕が置かれている。

2 現代の労働問題

1 日本型経営とその変化

- (1) 日本型経営 企業ごとに労働組合がつくられる〔⑩ **企業別労働組合**〕、企業が従業員を定年まで雇用する〔⑪ **終身雇用制**〕、勤続年数に応じて賃金や社内の地位が上がる〔⑫ **年功序列型賃金**〕が存在する。
- (2) バブル崩壊後の雇用の変化 深刻な不況下で〔⑬ **リストラ**〕を行う企業が増加し、〔⑭ **完全失業率**〕が急増。求人数を求職者数で割った有効求人倍率も低水準に。

2 雇用構造の変化と格差問題

- (1) 労働環境の変化 1985 年には〔⑮ **男女雇用機会均等法**〕が制定された。また、1995 年には〔⑯ **育児・介護休業法**〕が制定された。
- (2) 格差の問題 1985 年に〔⑰ **労働者派遣法**〕が制定されて以来、〔⑱ **非正規雇用**〕形態が増加した。2003 年の改正で製造業にも派遣労働が認められた。ニートとよばれる〔⑲ **若年無業者**〕が問題に。
- (3) 格差への取り組み 正規社員と非正規雇用者との格差について、2018 年の働き方改革関連法で雇用形態にかかわらず同一の労働をしている場合は同一賃金を支払う〔⑳ **同一労働同一賃金**〕の原則が定められた。
- (4) 今後の課題 〔㉑ **ワークシェアリング**〕の導入や、勤労者の仕事と生活の調和（＝〔㉒ **ワーク・ライフ・バランス**〕）の促進など。

37 労働者の権利／現代の労働問題

◆行間色文字

契約自由の原則：労働力の取り引きにおいても適用される

〔① **労働契約**〕：民法では雇用契約という

労働三権：公務員については制限されている

〔② **団結権**〕：労働者が労働組合を結成し加入する権利

団体交渉権：労働組合が、労働条件の改善を求めて使用者と交渉する権利

団体行動権：(争議権)。ストライキなどの争議行為をする権利

〔③ **勤労の権利**〕：勤労権。この趣旨から、雇用対策法、雇用保険法などの法律が制定されている

〔④ **労働組合法**〕：1945 年制定

〔⑤ **不当労働行為**〕：組合活動に対する使用者の妨害行為

〔⑥ **労働関係調整法**〕：1946 年制定。労働関係の調整，労働争議の予防・解決をはかる

労働委員会：中央労働委員会（中労委）・都道府県労働委員会など

斡旋：斡旋員が労働争議の解決を援助する

調停：調停委員会が調停案を作成

〔⑦ **仲裁**〕：仲裁委員会が強制力のある仲裁裁定を行う

〔⑧ **労働基準法**〕：1947 年制定

労働基準局：厚生労働省に置かれている

労働局：都道府県に置かれている

〔⑨ **労働基準監督署**〕：主な市町村に置かれている

日本型経営：日本には三つの雇用慣行がある

〔⑩ **企業別労働組合**〕：欧米では、職業別労働組合・産業別労働組合が多い
バブル崩壊：1990 年代初頭

〔⑬ **リストラ**〕：労働者の解雇。リストラクチャリングの略

〔⑭ **完全失業率**〕：労働力人口に占める完全失業者（職がなく求職活動中の者）の割合

有効求人倍率：仕事を探している 1 人に対し，何件の求人があるかを示す数字

〔⑮ **男女雇用機会均等法**〕：性別によって差別されることなく働けるよう制定された

〔⑯ **育児・介護休業法**〕：1991 年制定の育児休業法を改正

〔⑰ **労働者派遣法**〕：派遣労働者の就業条件の整備や，労働現場での権利確保のため制定

〔⑱ **若年無業者**〕：NEET (Not in Education, Employment or Training)

〔㉑ **ワークシェアリング**〕：一人あたりの労働時間を減らしてその分雇用を増やす

37 労働者の権利／現代の労働問題

STUDY B

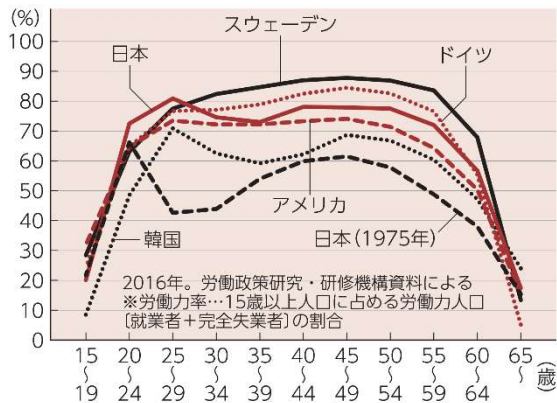
Q1 次の表中の空欄〔 ① 〕～〔 ⑩ 〕にあてはまる最も適切な語句を、あとの〔 〕から選んで答えよ。

憲法第 〔 ① 〕 条	〔 ③ 〕	・〔 ⑥ 〕 ・雇用対策法 ・障害者雇用促進法 ・高年齢者雇用安定法 ・男女雇用機会均等法 ・労働者派遣法	・職業訓練法 ・雇用保険法
	労働条件の基準	・〔 ⑦ 〕 ・労働安全衛生法 ・労働者災害補償保険法 ●〔 ⑧ 〕(1947 年制定)	・家内労働法
	児童酷使の禁止	●〔 ⑧ 〕	・児童福祉法
憲法第 〔 ② 〕 条	〔 ④ 〕 (〔 ⑤ 〕, 団体交渉権, 団体行動権)	●〔 ⑨ 〕(1945 年制定) ●〔 ⑩ 〕(1946 年制定) ・スト規制法 ・地方公務員法 ・特定独立行政法人の労働関係法	・国家公務員法

日本国憲法と労働法の体系
(●印は労働三法)
25 27 28
生存権
労働三権
勤労権
団結権
生活保護法
最低賃金法
職業安定法
労働組合法
労働関係調整法
労働基準法

① 27	② 28	③ 勤労権	④ 労働三権	⑤ 団結権
⑥ 職業安定法	⑦ 最低賃金法	⑧ 労働基準法	⑨ 労働組合法	⑩ 労働関係調整法

Q2 主な国の年齢階級別女性労働力率のグラフに関して最も適切なものを、あとの①～④から二つ選べ。



- ① 日本の女性の労働力率は、結婚・出産に当たる年代に一旦低下し、親の介護が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる M 字カーブを描くことが知られているが、近年、M 字の谷の部分が浅くなってきている。
- ② 30 歳代の女性の労働参加が旺盛な欧米のカーブは日本や韓国のようにくぼみがない「台形」だったり、もしくは上に膨らんで「山なり」になっている国もある。
- ③ 2016 年の日本の女性の労働力率を 1975 年と比較すると、M 字カーブの 2 つの山が低くなると同時に谷が浅くなり、かつ、谷が右方向にずれている。
- ④ 日本の M 字カーブの底は、1975 年の 25 ～29 歳から 2016 年に 35 ～39 歳となり、その底に当たる年齢階級は 2016 年の方が高くなっている。

② ④

STUDY C

●78. 日本の労働に関わる法律に関する記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

[21 共通テスト (現社)・第1]

- ① 労働基準法に定められた労働条件の最低基準を使用者に守らせることを目的とする機関として、労働基準監督署が設置されている。
- ② 有期労働契約の期間の定めのない契約への転換について規定した法律は、労働関係調整法である。
- ③ 労働者派遣法が改正されたことにより、現在、製造業分野に労働者を派遣することは、原則として違法である。
- ④ 労働審判制度においては、労働組合が労働紛争解決の申立てをすることが認められている。

①